

令和4年4月

与謝野町管内の組合員 各位

丹後織物工業組合

令和4年度「与謝野町織物業生産基盤支援事業補助金」及び  
「与謝野町織物業生産設備広幅化支援事業補助金」並びに  
「与謝野町織物業小規模生産基盤支援事業補助金」の募集について

与謝野町において、織物業並びに関連産業に係る生産設備の新設・更新、改良、備品の確保等に対し、その費用の一部について助成する3種類の補助金制度の申請受付が4月1日より開始されましたのでご案内申し上げます。各支援制度に係る必要書類等の詳細につきましては、ホームページ記載の募集要項にてご確認ください。

なお、「与謝野町織物業生産基盤支援事業補助金」制度をご利用の方は、組合の推薦書が必要となっておりますので、組合の推薦書発行受付期限までに組合本部へ申請書類一式をご提出ください。

また、「与謝野町織物業生産設備広幅化支援事業補助金」及び「与謝野町織物業小規模生産基盤支援事業補助金」制度をご利用の方は、与謝野町の申請書受付期限までに与謝野町商工振興課へ申請書類一式をご提出ください。

記

1 支援（助成）対象となる事業および対象経費（共通）

令和4年4月1日より令和5年1月31日までに事業（支払い含む）が完了する以下の事業

織機、ジャカード、コントローラー、機拵え、関連設備（整経機、撚糸機、管巻機等）の新設、更新、改良等にかかる費用の他、産地組合が認めた必要不可欠な希少道具類の整備（シャトル）に係る費用等で、補助対象となる経費（税抜価格）が30万円以上の事業。詳細は各募集要項にて確認のこと。

（生産基盤補助率：3分の1以内・補助金の上限：250万円・補助金の下限：10万円、生産設備広幅化補助率：2分の1以内・補助金の上限：250万円）

※工場内の照明器具や工場建物の改修費用、管理ソフト、機械油など生産設備等に関連しない費用は補助対象経費と認められませんのでご注意ください。

※補助金は審査のうえ予算の範囲内で交付されますので、交付決定額が申請額を下回る場合があります。

※生産基盤のシャトルについては、組合へ見積を提出された場合に限りです。

## 2 丹後織物工業組合の推薦書について

申請に係る添付書類として「与謝野町織物業生産基盤支援事業補助金」制度をご利用の方は、組合の推薦書が必要です。申請書類一式を、提出期限までに組合本部へご持参ください。

## 3 申請書提出期限・申請書提出先

★ 「与謝野町織物業生産基盤支援事業補助金」をご利用の方

【提出期限・提出先】 令和4年5月25日(水)17時必着

丹後織物工業組合 TOC 事業課

※組合推薦書発行の関係上、与謝野町の提出期限より早めに設定しています  
提出期限を過ぎると推薦書の発行が間に合いませんので、ご注意ください

★ 「与謝野町織物業生産設備広幅化支援事業補助金」及び「与謝野町織物業小規模生産基盤支援事業補助金」をご利用の方

【提出期限・提出先】 令和4年5月31日(火)17時必着

与謝野町 商工振興課

## 4 申請書類の作成等に係る相談窓口

組合以外に与謝野町商工会にて相談窓口を開設いただいておりますので、お気軽にご相談ください。

(申請書の様式は組合の各機関にご用意しています。また、組合・与謝野町・与謝野町商工会のホームページからダウンロードできます)

組合HP <https://tanko.or.jp>

## 5 与謝野町織物業小規模生産基盤支援事業補助金について

ご利用の方は、京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金並びに他の与謝野町織物業生産基盤補助金との併用はできませんので、ご了承ください。詳細は、ホームページ記載の募集要項をご参照ください。

## 6 京都府の助成事業との併用について

京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金との併用は可能ですが、当該事業に係る交付金額が他の助成金等と併せて補助対象経費の3分の2の額を超えないこと。

その他詳細については、組合または与謝野町担当課へお問い合わせ願います。

丹後織物工業組合 本部 TOC 事業課 TEL : 0772-68-5302

与謝野町 商工振興課 TEL : 0772-43-9012 FAX : 0772-46-2851